

～東日本大震災で被災された
事業者のみなさまへ～

産業復興

支援メニュー

(商工業)

令和元年5月29日

岩手県復興局

まちづくり・産業再生課

令和元年度 産業復興支援制度一覧 (商工業)

【令和元年度第1版】

		補助金制度	融資制度	相談・助言・その他の制度	ページ
相談助言	身近な経営相談をしたい			○経営相談窓口	1
	経営上の悩みを相談したい			○よろず支援拠点	
	復旧計画への助言を受けたい			●震災復興支援アドバイザー	
施設設備の復旧	施設設備を復旧・修繕したい	●中小企業等復旧・復興支援事業 (グループ補助金) ●中小企業被災資産復旧事業	●被災中小企業施設・設備整備支援事業 (高度化スキーム貸付) ●中小企業東日本大震災復興資金 ●東日本大震災復興特別貸付		2~3
	商店街を復旧したい	○津波立地補助金(商業施設等) ●中小企業等復旧・復興支援事業 (グループ補助金)		○商店街復興必携資料集 ●仮施設有効活用等支援事業	4~5
	二重債務を解消したい			●岩手県産業復興相談センター ●東日本大震災事業者再生支援機構	6
事業の継続拡大	資金を調達したい		●中小企業東日本大震災復興資金 ●東日本大震災復興特別貸付 ○中小企業成長応援資金	○復興庁クラウドファンディング支援事業 (被災地企業の資金調達等支援事業)	7~8
	設備を導入したい	○小規模事業者持続化補助金 ○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 ○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 ○県北広域産業力強化促進事業費補助金 ○自動車関連産業重点化支援事業 (水産加工業) ●水産加工業販路回復取組支援事業		○設備貸与等事業	9~12
	設備の更新・省エネ化をしたい	○省エネルギー投資促進支援補助金 及び電力需要低減設備投資支援補助金			13
	商品開発や販路開拓をしたい (食産業) (水産加工業)	○県北沿岸地域特産品開発事業 ○いわて希望応援ファンド		○岩手県産業創造アドバイザー ○三陸復興商品力向上プロジェクト ○企業復興マッチング結の場 ●復興水産加工業販路回復促進センター	14~15
	6次産業化・農商工連携の取組			○食のプロフェッショナルチームアドバイザー	16
	海外に輸出・進出したい			○ジェトロ盛岡貿易情報センター ○海外展開支援	
	工場を増設したい	○津波立地補助金(製造業等) ○企業立地促進奨励事業費補助金	○企業立地促進資金		17
	工場の生産性を高めたい	○業務改善助成金		○カイゼン導入支援	18
	水産加工場の衛生管理体制を構築したい			○高度衛生品質管理型水産物生産加工体制構築支援事業	
	農業に参入したい			○いわて農業参入支援センター	
雇用の維持・拡大	従業員を確保したい	○事業復興型雇用確保助成金 ○求人情報発信支援費補助 ○地域基幹産業人材確保支援事業費補助			19~20
	従業員の定着率を高めたい (待遇改善、子育て支援等)	○企業主導型保育事業 ○両立支援等助成金 ○時間外労働等改善助成金			21~22
その他の制度	税金の優遇を受けたい			○産業再生特区制度	23
	従業員の人材育成を行いたい	○自動車関連産業重点化支援事業 ○キャリアアップ助成金			24
	起業・創業したい	○さんりくなりわい創出支援事業	○いわて起業家育成資金 ○新規開業資金	○新規ビジネス等支援事業	25~26
	さんりく地域に進出(立地)したい	○津波立地補助金(製造業等) ○企業立地促進奨励事業費補助金	○企業立地促進資金		27
	BCP(事業継続計画)を策定したい			○BCP策定支援事業	28
	事業を承継したい	○事業承継補助金		○岩手県事業引き継ぎ支援センター	

※一部の制度名は略称を用いています。 ●被災事業者向け制度、○一般事業者も利用可能な制度
※掲載されている支援制度については、各所管機関に内容をお問い合わせのうえ、個々の責任においてご利用願います。

▽身近な経営相談をしたい

○経営相談窓口(商工会・商工会議所)

小規模事業者等が抱える経営面での相談に、経営指導員がきめ細かく対応します。
税務のことから販売・金融・生産・研修会のことなど、お気軽にご相談ください。

相談窓口	洋野町商工会	0194-65-4111	宮古商工会議所	0193-62-3233
	久慈商工会議所	0194-52-1000	山田町商工会	0193-82-2515
	野田村商工会	0194-78-2012	大槌商工会	0193-42-2536
	普代商工会	0194-35-2132	釜石商工会議所	0193-22-2434
	田野畑村商工会	0194-34-2304	大船渡商工会議所	0192-26-2141
	岩泉商工会	0194-22-3245	陸前高田商工会	0192-55-3300

▽経営上の悩みを相談したい

○よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき設置されています。「中小企業・小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

相談窓口	よろず支援拠点 019-631-3826 (公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部) 相談メールアドレス yorozu@joho-iwate.or.jp (ご相談前に、あらかじめ予約をお願いします。)
------	---

▽復旧計画への助言を受けたい

●震災復興支援アドバイザーの無料派遣 (中小企業復興支援センター盛岡)

東日本大震災で被災された中小企業、自治体、中小企業支援機関(商工会等)のみなさまの復興をお手伝いするために、各種専門家を無料で派遣しております。事業再建やまちづくり計画の策定など様々な復興のための課題解決にご活用ください。

相談窓口	中小企業復興支援センター盛岡(独立行政法人中小企業基盤整備機構) 019-651-8850
------	---

▽施設設備を復旧・修繕したい ①

●中小企業等復旧・復興支援補助事業(グループ補助金)

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進します。

対象者	東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域において、県が認定した中小企業等グループ(複数の中小企業者等から構成される集団)※津波浸水区域を含む市町村に立地していること	
支援内容	補助対象経費	グループ又は構成員の施設及び設備であって、中小企業等グループ復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧に要する経費
	補助率	4分の3以内
	公募時期	【第22次公募】 2019年4月25日(木)～2019年6月14日(金) 【第23次公募】 2019年9月上旬
	備考	共同店舗の新設や街区の再配置、付随する環境整備、イベント開催の費用も対象。 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復等が困難な場合、これに代えて、新分野開拓を見据えた新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等)も対象
問合せ先	岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5546 (岩手県ホームページ http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/shougyou/18736/index.html)	

●中小企業被災資産復旧事業費補助

県と沿岸市町村では、東日本大震災津波により被災した地域の経済の復興と雇用の場の回復を図るため、被災した中小企業の店舗・工場等の復旧経費を補助します。

対象者	東日本大震災津波により被災し、沿岸市町村で事業を再開しようとする中小企業者	
支援内容	補助対象経費	滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費又は被災した施設設備の修繕に要する経費 ※1 取得費又は修繕費が100万円以上であること (業種により1,000万円以上) ※2 機械及び装置は一部対象とならないものがある。
	補助率	2分の1以内
	補助限度額	取得費 2,000万円 修繕費 卸・小売・サービス業(宿泊業除く)200万円、 上記以外の業種2,000万円
	雇用要件	事業を再開した日の属する年度から起算して3か年経過した年度の終了する日までに被災時の従事者数を回復していただくことが要件 ※従事者には、経営者等を含む
	対象期間	平成23年3月11日以降に実施した事業に遡及適用可
	公募時期	受付中
	備考	具体的な制度内容は市町村により異なりますので、各市町村にお問い合わせください。
問合せ先	【受付・問合せ】 市町村(商工担当) 【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5546 (岩手県ホームページ http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/shinjigyou/shien/007973.html)	

▽施設設備を復旧・修繕したい ②

●被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化スキーム貸付）

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が、施設・設備の整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県が財源を負担し、いわて産業振興センターが長期・無利子の貸付を行います。

対象者	(1)グループ補助事業計画の認定を受けた中小企業者 (2)被災した商工会・商工会議所 (3)中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者 (4)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付決定者(被災中小企業者分)	
支援内容	資金使途	設備資金
	貸付限度額	定額
	貸付期間(据置)	20年以内(5年以内)
	利率	無利子
	自己資金	貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
問合せ先	公益財団法人いわて産業振興センター 総務金融部 019-631-3821	

●中小企業東日本大震災復興資金

「東日本大震災」により著しい被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

対象者	事業所等が罹災した中小企業者又は経営の安定に支障が生じている中小企業者 (東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たすこと)	
支援内容	資金使途	設備資金／運転資金
	貸付限度額	8,000万円以内
	貸付期間(据置)	15年以内(3年以内)
	利率	融資期間10年以内 年1.5%、10年超15年以内 年1.7%
	保証料	0.8%(事業所等が罹災した事業者には全額補給)
	担保	金融機関の所定の条件 第三者保証人不要
問合せ先	【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等 【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5542	

●東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」の制度です。

対象者	東日本大震災の地震・津波により直接・間接の被害を受けた方	
支援内容	資金使途	設備資金／運転資金
	融資限度額	【国民生活事業】6,000万円(別枠) 【中小企業事業】3億円(別枠)
	利率(年)	基準利率 ※直接被災事業者向け減免措置有り
	返済期間	【直接被害を受けられた方】 設備資金 20年以内(うち据置5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置5年以内) 【間接被害を受けられた方】 設備資金・運転資金 15年以内(うち据置3年以内)
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 ○中小企業事業 盛岡支店 019-623-6125 ○国民生活事業 盛岡支店 019-623-4376、一関支店 0191-23-4157	

▽商店街を復旧したい ①

○津波立地補助金(商業施設等復興整備補助事業)

(津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金)

商店街の再建を図るとともに、まちににぎわいを取り戻し、住民の早期帰還、生業・雇用の場の再生、復興の加速を図るため、まちづくり会社等による商業施設等の整備を支援します。

対象者	住民生活を支える商業機能の回復を促進し、産業立地の促進等を図ろうとする以下の事業者 ①まちづくり会社、協同組合、商工会・商工会議所等 ②商業施設への入居事業者(被災中小企業者に限る)	
支援内容	補助対象経費	①商業施設等、付帯施設及び設備の整備費、調査・設計及び企画等に要する経費 ②入居事業者の事業の用に供する設備の整備費
	補助率	被災中小企業分 4分の3以内 中小企業分 3分の2以内 その他分 2分の1以内
	補助限度額	5億円
	要件	市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた「まちなか再生計画」に位置づけられた商業施設等の整備であること。
	対象期間	2021年3月末までに補助事業を終了すること(申請期限 2020年1月末)
	公募時期	【第11次公募】 2019年4月1日(月)～2020年1月31日(金)
	備考	【事業の手順】 公募→採択→補助金交付申請→交付決定→事業着手
問合せ先	【受付・問合せ】 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (商業施設等復興整備補助事業)事務局(みずほ情報総研株式会社) 03-6825-1133 【相談】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5546	

●中小企業等復旧・復興支援補助事業(グループ補助金) 商店街型

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進します。

対象者	東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域において、県が認定した中小企業等グループ(複数の中小企業者等から構成される集団)※津波浸水区域を含む市町村に立地していること	
支援内容	補助対象経費	グループ又は構成員の施設及び設備であって、中小企業等グループ復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧に要する経費
	補助率	4分の3以内
	公募時期	【第22次公募】 2019年4月25日(木)～2019年6月14日(金) 【第23次公募】 2019年9月上旬
	備考	共同店舗の新設や街区の再配置、付随する環境整備、イベント開催の費用も対象。 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復等が困難な場合、これに代えて、新分野開拓を見据えた新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等)も対象
問合せ先	岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5546	

▽商店街を復旧したい ②

○商店街復興必携資料集

各商店街復興施策の使用方法、組み合わせ方、計画策定、Q&Aまでを一つの資料にまとめました。

対象者	小売、商業、サービス業、その他の事業者
主な内容	<p>1 商店街復興の選択肢ごとの段取りなど 被害状況や再開を希望する営業形態などに応じて、それぞれに適した選択肢がわかります。また、商店街再生のための復興施策の全体像(「加速化パッケージ」)を示します。さらに、商店街を再生するための一般的な段取り・留意点を解説した資料(「加速化指針」)を掲載しています。</p> <p>2 商業施設整備の段取りー商業施設補助金の活用ー まちづくり会社が商業施設を整備する際の流れや、計画書の参考様式を掲載しています。</p> <p>3 商業施設整備収支計画・資金計画のシミュレーションー適切な投資額の算定ー 簡易なシミュレーションシートを使って、テナントの構成や賃料水準などを基に、整備する商業施設が収益性を確保するために適切な投資規模を算定することができます。</p> <p>4 仮施設有効活用等助成金ープレハブ型商業施設・共同店舗の整備ー 仮設店舗の部材等を活用して、市町村が商業施設や共同店舗を整備することができます。</p> <p>5 グループ補助金(共同店舗型・商店街型) 震災前に所有していた建物・設備の復旧を補助します。</p> <p>6 専門家の活用 まちなか再生計画の作成、商業施設や共同店舗などの整備を支援する専門家を派遣します。</p>
問合せ先	<p>【掲載先】復興庁ホームページ http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/20150604164355.html</p>

●仮施設有効活用等支援事業

(独)中小企業基盤整備機構が整備し市町村に譲渡した仮施設について、復旧段階から復興段階に移行するに従って発生する環境変化に対応するために市町村が要する経費に助成します。

対象者	市町村			
支援内容	助成内容	仮施設の①「長期利用」、②「移設」、③「撤去」に係る事業に対して助成		
	助成要件	<p>【共通の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小機構が整備し」市町村に譲渡し、「現に市町村が所有」している仮施設 ・完成後「5年以内」の仮施設 <p>(ただし、5年超過した施設であっても、以下の要件を満たすと機構が認めた場合は助成の対象とする。)</p>		
		<p>①長期利用事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成後8年間、市町村が施設を所有すること ※完成後5年経過した施設は対象外。 	<p>②移設事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右記③の要件に加えて、以下の要件が必要 ・仮施設の部材を再利用すること ・移設後の施設は現存する仮施設の延床面積以下であること ・市町村の土地に移設すること ・建築確認手続きを取ること ・移設後5年以上、市町村が所有すること 	<p>③撤去事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を継続して利用したいが、 1)嵩上げ工事等の復興関連事業 2)土地所有者等の事情(完成後5年超の施設は、跡地利用目的に限定) 3)仮施設の集約化(完成後5年超の施設かつ5事業者以上が移動する場合に限定) <p>のいずれかにより、やむを得ず撤去せざるを得なくなった施設であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興関連事業で撤去が必要な場合は、その事業で制度上、仮施設の移転補償費等が出ないこと
助成対象経費	<p>①長期利用助成金</p> <p>②移設助成金</p> <p>③撤去助成金</p>	<p>建築確認申請費用、建築確認の取得に必要な軽微な修繕費</p> <p>仮施設の解体・撤去費、移設施設の設計費・工事費</p> <p>仮施設の解体・撤去費</p>		
問合せ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 復興支援課 03-5470-1565			

▽二重債務を解消したい

●岩手県産業復興相談センター

事業者の事業再開・事業再生を支援する為、盛岡商工会議所が国からの委託を受けて事業を行う公的機関です。「金融・事業再生・税務・企業診断などの専門家」を相談員として、ワンストップ窓口で事業者の皆様の本格復興をサポートします。

対象者	東日本大震災の影響により過大な債務を負い、被災地域において事業再生を図ろうとする事業者。 ※「間接被害」を受けた事業者、内陸部地域の被災事業者も支援対象です。 ※個人事業者、小規模事業者、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人等を含む全事業者が対象（但し、反社会的勢力と大企業は除く。）。
支援内容	<p>《窓口相談・債権買取支援業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家がワンストップで経営相談・金融相談に応じます。 ●「二重債務問題の解決」が必要な事業者に対し、債権買取の検討や事業計画の策定支援、取引金融機関との調整等を行います。 <p>《再生計画策定支援業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者にあった再生方針の提案、方針に沿った計画策定支援、経営サポート、債権者間の調整を行います。 ●相談事業者の要望や状況に応じて、岩手県中小企業再生支援協議会とも協調し、対応します。
問合せ先	【受付・問合せ】岩手県産業復興相談センター（盛岡市清水町14-17 中圭ビル1F） 019-681-0812（代表） 【地域事務所】商工会・商工会議所内に設置。地域事務所では定期相談会を実施しておりますので、相談センター（019-681-0812）までお問い合わせください。

●東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)

東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援します。国が設立し金融機関等と連携して支援を行います。

※支援決定期間は2021年3月31日まで延長されましたが、相談はお早めをお願いします。

対象者	東日本大震災によって被害を受けたことにより、過大な債務を負っている事業者で、対象地域における債権者等と協力して、その事業の再生を図ろうとする事業者の方が対象になります。 ※小規模企業者、農林水産業事業者、医療福祉事業者を含み、大企業、第三セクターは対象外
支援内容	<p>《事業再生計画づくり支援》</p> <p>震災前の状況に戻す復旧支援、既存事業を見直して、立て直しを図る再生支援、新規事業への業態転換を図る申請支援など、支援を申し込もうとする事業者の皆様のニーズに基づいて、事業計画策定の最初の段階から計画づくりのアドバイスをを行います。</p> <p>《旧債務整理・調整》</p> <p>債権の買い取り、支払猶予、利子の減免、劣後債権化、債務の株式化、債務免除等を行います。</p> <p>《事業再生支援》</p> <p>専門家を派遣し、事業再生に関する専門的なアドバイスを提供します。 債務の保証、出資、つなぎ融資を行います。</p>
問合せ先	<p>【受付・問合せ】株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 仙台北店 業務部 （仙台市青葉区一番町4-6-1 第一生命タワービル19F） 022-393-8550</p> <p>【出張所・相談会】宮古出張所（宮古市栄町2-4 上田ビル3階） 080-1047-4853 相談会：毎週火曜日（詳しくはお問い合わせください。）</p>

▽資金を調達したい ①

●中小企業東日本大震災復興資金

「東日本大震災」により著しい被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

対象者	事業所等が罹災した中小企業者又は経営の安定に支障が生じている中小企業者 (東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たすこと)	
支援内容	資金使途	設備資金／運転資金
	貸付限度額	8,000万円以内
	貸付期間(据置)	15年以内(3年以内)
	利率	融資期間10年以内 年1.5%、10年超15年以内 年1.7%
	保証料	0.8%(事業所等が罹災した事業者には全額補給)
	担保	金融機関の所定の条件 第三者保証人不要
問合せ先	【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等 【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5542	

●東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」の制度です。

対象者	東日本大震災の地震・津波により直接・間接の被害を受けた方	
支援内容	資金使途	設備資金／運転資金
	融資限度額	【国民生活事業】6,000万円(別枠) 【中小企業事業】3億円(別枠)
	利率(年)	基準利率 ※直接被災事業者向け減免措置有り
	返済期間	【直接被害を受けられた方】 設備資金 20年以内(うち据置5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置5年以内) 【間接被害を受けられた方】 設備資金・運転資金 15年以内(うち据置3年以内)
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 ○中小企業事業 盛岡支店 019-623-6125 ○国民生活事業 盛岡支店 019-623-4376 、一関支店 0191-23-4157	

▽資金を調達したい ②

○中小企業成長応援資金

雇用の増加、事業拡大、新分野への進出や、円滑な事業の承継などに意欲的に取り組む方に必要な資金を融資する制度です。

対象者	雇用の増加、事業拡大、新分野への進出や、円滑な事業の承継などに意欲的に取り組む中小企業者	
支援内容	資金使途	設備資金／運転資金／代表者個人が事業の承継時に必要とする資金
	貸付限度額	【成長応援資金】5,000万円以内 【事業承継資金】8,000万円以内
	貸付期間(据置)	10年以内(2年以内)
	利率	2.1～2.3%以内 ※県北・沿岸地域の事業者の場合は、0.1%減じた率(成長応援資金) ※セーフティネット1号～4号及び6号の場合は、0.1%減じた率(成長応援資金)
	保証料率	0.45%～1.5%
	担保	必要に応じて徴求 第三者保証人不要
問合せ先	【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等 【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5542	

○復興庁クラウドファンディング支援事業

被災事業者の資金調達手段を多様化するため、クラウドファンディングを活用した資金調達のノウハウをお伝えし、東日本大震災からの復興を盛り上げたいという方をサポートします。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の事業者が実施する取組 (過去に被災地域内で事業を行っていた方を含む) ○被災地の知名度を向上させる取組 (プロモーション、風評被害払拭等) ○被災地の経済活動を後押しする取組 (被災地の原材料の活用や、復興イベント等) ○被災地の地域活性化に寄与する取組 (空き店舗活用等、にぎわい回復、なりわい再生等) <p>※括弧内の例示はあくまで例です。特定の業種や事業を対象とするものではありません。</p>	
主な内容	支援内容	【ご相談サポート】クラウドファンディング活用について電話、メールでの相談や無料説明会 【専門家派遣】プロジェクトの設計や宣伝、WEB制作、動画制作 【プロモーション協力】イベント開催、SNS等での拡散
	無料説明会	今年度は終了
	公募時期	平成30年8月7日(火)～平成31年2月28日(木)
問合せ先	「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局(一般社団法人RCF) 03-6447-0041 WEBサイト: http://cftohoku.jp	

▽設備を導入したい ①

○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用(チラシ作成費用など)を支援します。また、販路開拓と共に取り組む業務効率化・生産性向上に向けた取り組みについても支援の対象となります。

対象者	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者	
支援内容	助成対象経費	1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 車両購入費(買い物弱者対策の場合のみ)、12. 委託費、13. 外注費
	公募時期	商工会議所地区:平成31年4月25日(木)~令和元年6月12日(水) 商工会地区:事務局選定中(5月下旬にHP上で事務局公表予定)
	補助率	3分の2
	補助限度額	50万円 ※市町村による創業支援や買い物弱者対策に取り組む場合 100万円 ※複数事業者が連携して取り組む共同事業の場合 100~500万円(連携事業者数による)
問合せ先	商工会地域の事業者: 岩手県商工会連合会 企業支援グループ 019-622-4165 商工会議所地域の事業者: 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 03-6459-2004	

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

対象者	認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかを満たす者 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること	
支援内容	内容・規模	1. 一般型(補助率 2分の1) ^{※1、※2} 補助上限額:1,000万円 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 2. 小規模型(補助率 2分の1) ^{※1、※2、※3} 補助上限額:500万円 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、 原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費 ※1 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ ※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率3分の2 ※3 小規模企業者・小規模事業者・常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の場合は、補助率3分の2
	公募時期	【1次公募】公募終了 【2次公募】時期未定
問合せ先	【申請・問合せ先】 岩手県地域事務局(岩手県中小企業団体中央会) TEL:019-613-2633 FAX:019-613-2634	

〇ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上や地域経済への波及効果拡大に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

対象者	<p>認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかを満たす者</p> <p>「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。</p> <p>または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること</p>	
支援内容	内容・規模	<p>1. 企業間データ活用型(補助率 2分の1)^{※1、※2、※3} 補助上限額:2,000万円/者 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</p> <p>2. 地位経済牽引型(補助率 2分の1)^{※1、※2、※4、※5} 補助上限額:1,000万円/者 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</p> <p>※1 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ ※2 連携体は10者まで(企業間データ活用型の場合は、200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能) ※3 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率3分の2 ※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画(複数者での計画)の承認が必須 ※5 「従業員一人当たりの付加価値額(=労働生産性)」年率3%以上向上する地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を取得して一定の要件を満たす連携体は、補助率3分の2</p>
	公募時期	4月23日(火)～6月24日(月)【当日消印有効】
問合せ先	<p>【申請・問合せ先】 東北ブロック地域事務局(宮城県中小企業団体中央会) TEL:022-222-5560</p>	

▽設備を導入したい ②

○県北広域産業力強化促進事業費補助金

県北広域において産業競争力の強化や若者等の地元定着を図るため、市町村と連携し、中小企業者が生産性向上等に資する設備導入を行う場合、その経費の一部を補助します。

対象者	県北広域(久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町)に工場又は事業所を有する中小企業者	
支援内容	補助対象事業	次のいずれかに該当する設備導入 ・生産性の向上を図るもの ・技術力の向上を図るもの ・新分野進出・新たなサービス展開を図るもの ・製品・サービスの付加価値を高めるもの ・サプライチェーンの強化に資するもの
	補助対象経費	設備導入費、工具器具費、原材料費、技術指導費、教育研修費、委託費、運搬費、工事費等
	補助率	3分の1以内
	補助限度額	1,000万円
	要件	補助対象経費 1,000万円以上 新規常用雇用者 3名以上
	補助事業の実施期間	補助事業の認定の日から2020年12月末まで
	公募時期	下記問合せ先に、ご相談ください。 ※今年度は募集終了
問合せ先	各市町村担当窓口 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5563	

○自動車関連産業重点強化支援事業

県内ものづくり中小企業が自動車部品等の新規受注又は取引拡大を図ることにより、岩手県での自動車部品等の供給網の強化を図ります。

対象者	「県内ものづくり中小企業」(ものづくり基盤技術振興基本法第2条第2項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するもの。) (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること ※ 大企業、みなし大企業(大企業が実質的に支配している中小企業者)は対象外 (2) 岩手県内に製造事業所を有していること	
支援内容	生産体制強化事業	
	補助対象経費	機械装置費、工具器具費、原材料費、技術指導費、教育研修費、委託費、運搬費、その他
	補助率及び補助限度額	当該経費の10分の1以内、1件あたり1,000万円以内
問合せ先	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5530	

▽設備を導入したい ③

●水産加工業等販路回復取組支援事業

震災により失われた販路・売上の確保が課題となっている水産加工業者等に対し、販路の回復、新規創出等のための取組である事業を支援します。

対象者	水産加工施設が復旧し生産能力が回復したものの、被災前より売上が減少しており、「復興水産販路回復アドバイザー」による指導を受けている水産加工業者等	
支援内容	助成対象経費	①新商品開発等のために必要な加工機器の導入経費、資材費等 ②販路の回復・新規創出のために必要な機器、資材等 ③労働力不足、経営改善に不可欠な省人化等のために必要な機器 ④冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費 ⑤原料調達に必要な運送経費 ⑥マーケティング調査経費 ⑦コンサルティング経費 ⑧商談旅費、展示会出展経費等 ⑨新商品開発支援経費 ⑩その他、販路回復等の取組の実施に必要と認められる経費
	助成事業の実施期間	補助事業の認定の日から令和2年3月31日(火)まで
	公募時期	下記問合せ先に、ご相談ください。 ※復興水産加工業 販路回復推進センターホームページ http://www.fukko-hanro.jp/ を参照 ※今年度は募集終了
	助成率	3分の2以内
問合せ先	【申請・問合せ先】 復興水産加工業 販路回復推進センター代表機関 全国水産加工業協同組合連合会 03-3662-2040	

○設備貸与等事業

中小企業の皆様が機械・設備を導入するときに、いわて産業振興センターがそれを商社・メーカーから直接購入して中小企業の皆様に低利で割賦販売をする公的制度です。

対象者	岩手県内に事業所・工場を有する中小企業者	
支援内容	貸付期間	10年以内(導入設備の耐用年数が上限) ※商工会又は商工会議所を経由して申し込みをした場合、10年以内で2年延長可能
	貸与額	100万円以上1億円以内 ※経営革新計画の認定を受けるなど所要の条件を満たした場合、2億円
	保証金	設備貸与:貸与額の10% ※経営革新計画の認定を受けるなど所要の条件を満たした場合、5%
	利率(貸与損料)	1.3%~1.7% ※直接被災者の場合は、0.1%減じた率
	据置期間	1年以内 ※直接被災者2年以内
問合せ先	公益財団法人いわて産業振興センター 総務金融部 019-631-3821	

▽設備の更新・省エネ化をしたい

○省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)及び電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

既存設備を省エネ・省電力設備へと更新する際に補助を受けることができます。

対象者	全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	
支援内容	(1)工場・事業場単位での省エネ・省電力設備導入事業	
	補助対象経費	設計費、設備費、工事費
	補助率及び補助限度額	3分の1以内(中小企業者(みなし大企業を除く)、個人事業主、会社法上の会社以外の法人) 4分の1以内(上記以外の法人) いずれも1事業あたりの補助金上限額15億円(下限額100万円) ※申請区分により補助率等の変動あり
	対象期間	交付決定日から2020年1月31日(金)まで
	公募時期	5月中下旬
	(2)設備単位での省エネ・省電力設備導入事業	
	補助対象経費	設備費
	補助率及び補助限度額	3分の1以内、1事業あたりの補助金上限額3,000万円(下限額30万円)
	対象期間	交付決定日から2020年1月31日(金)まで
	公募時期	5月中下旬
問合せ先	【受付・問合せ】 一般社団法人環境共創イニシアチブ (1)工場・事業場単位 03-5565-4463 (2)設備単位 0570-055-122 【ホームページ】 ・エネルギー使用合理化等事業者支援事業 https://sii.or.jp/cutback31/ ・電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 https://sii.or.jp/shodenryoku31/	

▽商品開発や販路開拓をしたい ①

○県北沿岸地域特産品開発事業

県北・沿岸地域の復興・発展を支援するため、台風災害により失った販路の回復を図るほか、地域の農林水産物や観光資源などの特性を生かすとともに、三陸ジオパークなどを活用し地域のストーリー性のある新商品の開発や商品のリニューアル等の効果的な取組に対し助成を行います。

対象者	県北地域又は沿岸地域に主たる事業所を置く事業者	
支援内容	助成対象経費	県北沿岸地域の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活かすための次の取組 ア 新商品の企画開発 イ 既存商品の改良 ウ 上記完成商品の販路開拓（宣伝ツール作成、イベント等への出展活動等）
	助成期間	交付決定の日から6か月以内
	公募時期	下記問合せ先に、ご相談ください。（平成30年度について募集終了）
	助成率	5分の4以内
	助成限度額	65万円（商品開発・商品改良50万円、販路開拓15万円）
問合せ先	公益財団法人さんりく基金事務局 019-629-5212	

○岩手県産業創造アドバイザーの派遣

食産業の振興を目的に、各分野の専門家を県内食品製造事業者等に派遣し、商品開発や販路開拓等を支援します。

対象者	食品製造事業者等
支援内容	商品開発、マーケティング、販路開拓、農商工連携、流通等の各分野の専門家からなる岩手県産業創造アドバイザーを県内食品製造事業者等に派遣し、企業活動を支援
問合せ先	岩手県商工労働観光部産業経済交流課 019-629-5539

○三陸復興商品力向上プロジェクト

主に水産加工業の復興を支援するため、県、県工業技術センター及び岩手県産株式会社の3者が連携し、個別相談会や専門家派遣等を行い、販路開拓・取引拡大に向けた商品づくりを支援します。

対象者	沿岸地域の食品製造事業者	
支援内容	商品開発相談	商品開発に係る様々な課題に対し、関係機関と連携しながらアドバイス等を実施
	販路開拓相談会	相談者が希望する県内外のバイヤーとマッチングし、商品に関するアドバイス等を実施（年：1回）
	個別支援	上記相談会等を踏まえ、県内外の専門家や岩手県産株式会社を派遣し、商品開発から販路開拓まで、包括的かつ一貫した支援を行う。
問合せ先	岩手県商工労働観光部産業経済交流課 019-629-5539	

▽商品開発や販路開拓をしたい ②

○いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業

中小企業者等の革新的・個性的な取組により地域経済の活性化を図るため、創業、経営革新、農商工連携、商店が活性化等に向けた取組に対し、助成を行います。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○創業支援 県内で創業・起業する者等、創業・起業後1年以内の県内中小企業者等 ○新事業活動支援(一般枠、地域資源活用枠、経営革新枠、連携事業枠あり) 中小企業者、特定非営利活動法人(NPO法人)、農業組合法人等 ○商店街等活性化支援 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に掲げる者、県内に住所のある中小小売業者、サービス業者、商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合等 	
支援内容	助成期間	1月末まで
	公募時期	例年4月頃 ※今年度は募集終了
問合せ先	公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 総合支援チーム 019-631-3823	

○企業復興マッチング 結の場

被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として実施します。

対象者	被災地域の企業	
支援内容	事業概要	支援企業(大手企業等)と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催。 ○支援提案企業(大手企業等)は、被災地域の企業ニーズに応え、自社の利害を超えて、技術、情報、販路など、自らの経営資源を被災地域企業に幅広く提供 ○被災企業は、通常のビジネスマッチングでは得られない販路やアイデア等を得られる。
	開催実績	<ul style="list-style-type: none"> 【平成25年度】 宮古市(平成26年1月29日) 【平成26年度】 大船渡市(平成27年2月5日) 【平成27年度】 久慈市(平成27年10月7日) 【平成28年度】 釜石市(平成28年9月7日)、山田町(同9月8日) 【平成29年度】 陸前高田市(平成29年10月26日) 【平成30年度】 大槌町(平成30年11月14日)
問合せ先	復興庁企業連携推進室 03-6328-0267	

●水産加工業者の販路回復支援(復興水産加工業販路回復促進センター)

東日本大震災の被災地における水産加工業の復興を支援するため、販路回復に向けた「復興水産販路回復アドバイザー」による個別指導、セミナー・商談会の開催、さらに販路回復に向けた取組を行う水産加工業者を精力的にサポートします。

対象者	水産加工事業者
相談窓口	事業全体・支援事業: 全国水産加工業協同組合連合会(代表機関) 03-3662-2040 復興水産販路回復アドバイザー: 公益社団法人日本水産資源保護協会 03-6680-4277 セミナー・展示会: 一般社団法人大日本水産会 03-3585-6681 東北六県商工会議所連合会(事務局: 仙台商工会議所) 022-265-8129

▽6次産業化・農商工連携に取り組みたい

○食のプロフェッショナルチームアドバイザーの派遣

6次産業化や農商工連携を推進するため、食品流通や製造、経営の専門家等をアドバイザーに登録し、農林漁業者等の商品開発や販路開拓等のマーケティングを支援します。

対象者	農林漁業者等	
支援内容	支援内容	消費トレンドや流通構造の変化に対応するマーケットインの農林水産業への転換や、生産者の収益力を強化するための生産から加工、販売事業に進出する6次産業化の取組み、さらには、農林水産業と関連産業が連携して新たなビジネスを生み出す農商工連携の取組みを推進
	派遣するアドバイザー	食品流通の専門家、食品関連企業OB、生産・製造、事業運営、経営等の専門知識や経験を有する者をアドバイザーとして登録
	活動範囲	・商品開発や販路開拓等のマーケティング支援 ・6次産業化の支援 ・農商工連携の支援
問合せ先	岩手県農林水産部流通課 019-629-5733	

▽海外に輸出・進出したい

○ジェット口盛岡貿易情報センター

貿易・投資相談、県内企業等に向けた情報提供、輸出促進等海外展開支援全般について、相談をお受けします。

問合せ先	ジェット口盛岡 019-651-2359
------	----------------------

○海外展開支援

「どこへ相談してよいかわからない」「海外販路を具体的に開拓したい」など、海外展開を目指す県内事業者の方々からの相談内容に応じ、支援機関や支援施策をご案内します。

問合せ先	岩手県商工労働観光部産業経済交流課 海外マーケット担当 019-629-5538
------	--

▽工場を増設したい

○津波立地補助金(製造業等立地支援事業)

(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金)

東日本大震災で特に大きな被害を受けた県内の沿岸12市町村に工場等を新設・増設するときは、国の実施する企業立地補助を受けることができます。

対象者	沿岸12市町村に、工場、物流施設及び試験研究施設等を新設及び増設しようとする民間事業者	
支援内容	補助対象経費	工場等の立地に係る初期投資額(投下固定資産額) ※土地取得費、建物及び機械設備等の取得費等
	補助率	中小企業:2分の1以内 大企業:3分の1以内
	補助限度額	30億円 ※外部審査委員会の評価が特に高い案件は50億円
	要件	・投下固定資産額5,000万円未満の案件は補助対象外 ・投下固定資産額に応じた新規地元雇用が必要
	対象期間	2021年3月末までに補助事業を完了すること
	公募時期	※下記問合せ先に、ご相談ください。
	備考	【事業の手順】 公募→採択→補助金交付申請→交付決定→事業着手
問合せ先	【受付・問合せ】 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(製造業等立地支援事業)事務局 (みずほ情報総研株式会社) 03-6826-8611 【相談】 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

○企業立地促進奨励事業費補助金

国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金への補助金交付申請額と採択を受けた補助金に差額が発生した場合に、県が差額の一部を支援します。

対象者	国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けていること	
支援内容	補助対象経費	(1)工場等の用地の取得及び造成に要する費用 (2)建屋、構築物等の取得に要する費用 (3)機械、設備等償却資産の取得に要する費用
	補助金額 補助限度額	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に申請した事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額、補助対象経費の10分の3以内(本県への本社機能の移転・拡充を併せて行う場合10分の4以内)の額又は3億円のいずれか低い額
問合せ先	各市町村担当窓口 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

○企業立地促進資金

工場等を新設・増設するときは、「岩手県企業立地促進資金貸付要綱」により、県単独の融資を受けることができます。利用をご希望の場合は、お問合せください。

対象者	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する方	
支援内容	資金使途	設備資金(用地取得費、建物及び機械設備の取得費等)
	貸付限度額	3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内)で所要資金の80%以内
	貸付期間(据置)	15年以内(3年以内)
	利率	1.8%~2.0%
	保証料	0.45~1.5%
	担保	金融機関の所定の条件 第三者保証人不要
問合せ先	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

▽工場の生産性を高めたい

○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

対象者	中小企業事業主のうち、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の法人等	
支援内容	助成対象経費	機械・装置、業務システム、ISO認証取得等、生産性向上のための設備投資費用
	助成率	4分の3(※生産性要件を満たした場合は5分の4)
	助成上限額	助成金の上限100万円
	対象期間	交付決定日から令和2年3月31日(火)まで
	申請受付期間	令和2年1月31日(金)まで
問合せ先	【申請・問合せ】 岩手労働局 雇用環境・均等室 019-604-3010	

○カイゼン導入支援

生産現場の労働力不足に対してカイゼン(トヨタ生産方式)の導入を支援し、生産性と効率性の向上を図るとともに、待遇の向上による労働力の確保を目指します。

これまでの取り組みから、段取り替え時間の短縮、歩留りの向上、リードタイム短縮など、生産性向上の顕著な成果が出ています。また、作業負担の軽減など、女性や高齢者の働きやすさにつながる成果も得られています。

対象者	水産加工事業者及びその他食料品製造事業者等
支援内容	専門コンサルタント等による実地指導
問合せ先	岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興室 0193-25-2718

▽水産加工場の衛生管理体制を構築したい

○高度衛生品質管理型水産物生産加工体制構築支援事業

県では、消費者の皆様へ、新鮮で安全な水産物をお届けするため、産地魚市場を核とした水産物の高度衛生品質管理地域づくり(IF○HACCPの導入・普及)に取り組んでいます。取組みの一環として、「水産加工場」の衛生品質管理の高度化を支援します。

対象者	水産加工業者
支援内容	専門コンサルタントによる水産加工場の衛生指導
問合せ先	岩手県農林水産部水産振興課 019-629-5817

▽農業に参入したい

○いわて農業参入支援センター(岩手県農業公社内)

農業従事者の減少や高齢化が大きな課題となっている中、農業に参入する企業は地域農業の多様な担い手として本県農業の活性化や耕作放棄地の解消はもとより、雇用の創出など地域経済の発展にも貢献するものとして期待されています。

岩手県農業公社では、企業の農業参入の課題解決をお手伝いします。

対象者	農業参入企業
支援内容	相談員による生産技術、商品加工開発、マーケティング開拓等の助言・指導
問合せ先	公益社団法人岩手県農業公社 就農支援部 019-623-9390 岩手県農林水産部農業振興課 019-629-5643

▽従業員を確保したい①

○事業復興型雇用確保助成金

沿岸12市町村に所在する事業所が失業者を雇用した場合、雇入れに係る経費や住宅支援に係る経費に対する助成金を支給します。

対象事業所	次のいずれにも該当する事業所 1 国又は自治体の補助金・融資等による産業政策の支援対象となっている事業を実施していること 2 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずること(一部例外あり) 3 岩手県内の沿岸12市町村に所在すること 4 雇入費助成金については、原則、平成31年度に初めて申請する事業所であること(一部例外あり)	
支援内容	対象労働者	【雇入費助成金】 ・助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者であり、原則、平成31年2月1日以降に雇用された労働者 【住宅支援費助成金】 ・助成金の対象事業所に雇用された求職者(被災三県求職者に限らない)であり、平成31年度に雇用された労働者 【雇入費・住宅支援費助成金共通】 ・「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者 ・雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者
	助成金支給額	雇入費助成金：1人当たり3年間で最大120万円(短時間労働者は60万円) 住宅支援費助成金：対象経費の4分の3とし、1事業所当たり3年間で最大720万円
	申請受付	未定
問合せ先	【受付・問合せ】 岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター 019-601-5263	

○求人情報発信支援補助

県内の中小企業等が、東日本大震災以降初めて就職情報サイトを活用して求人を行う費用を補助します。

対象者	東日本大震災以降に大手就職情報サイトを活用したことがない、県内に事務所又は事業所を有する中小企業者若しくは中小企業者と同規模の医療法人、学校法人又は社会福祉法人	
支援内容	事業期間	交付決定日から令和2年3月13日(金)まで
	対象経費	大手就職情報サイトへの掲載料金 情報サイトへの掲載と併せて実施するホームページやパンフレットの作成経費
	公募時期	【第1次公募】 令和元年5月中旬から令和元年6月下旬(終了)
	補助額	当該経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、1件あたり40万円以下とする。
問合せ先	岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 019-629-5593	

▽従業員を確保したい②

○地域基幹産業人材確保支援事業費補助

水産加工事業者が人材を確保するために新築や購入等により宿舍を整備する経費や女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費を補助します。

対象者	沿岸12市町村に拠点を有する水産加工事業者	
支援内容	(1) 宿舍整備事業	
	補助対象経費	人材確保に必要な宿舍の確保に要する経費
	補助率	2分の1以内
	補助限度額	新築: 2,000万円(ただし新規雇用者一人当たり200万円) 中古: 1,000万円(ただし新規雇用者一人当たり100万円)
	対象期間	令和2年3月31日(火)まで
	(2) 職場環境改善事業	
	補助対象経費	女性従業員が働きやすい職場環境の整備に要する経費
	補助率	2分の1以内
	補助限度額	200万円
	対象期間	令和2年3月31日(火)まで
問合せ先	【受付・問合せ】 各市町村(水産担当、商工担当) 【問合せ】 岩手県復興局まちづくり・産業再生課 019-629-6931	

▽従業員の定着率を高めたい(待遇改善・子育て支援等)

○企業主導型保育事業

従業員のために、事業所内に保育施設を設置・運営する事業主の方に助成金を支給します。

対象者	事業所内保育施設を設置し保育事業を実施する事業主 (複数事業主により共同設置、運営する場合も補助の対象となります。)	
支援内容	補助対象経費	事業所内保育施設整備費及び運営費
	募集時期	未定
問合せ先	【受付・問合せ】 公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 03-5766-3801 【事業全般に関する問合せ】 内閣府子ども・子育て本部 03-5253-2111(内線38349)	

○両立支援等助成金

労働者の仕事と家庭の両立に関する取組みに助成が受けられます。

対象者	従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための取組を実施した事業主	
支援内容	事業期間	交付決定日から令和2年3月31日(火)まで
	対象経費 補助額	○ 出生時両立支援コース ・ 男性労働者に一定の育児休業を取得させた場合 中小企業: 1人目57万円、2人目以降14.25~33.25万円 中小企業以外: 1人目28.5万円、2人目以降14.25~33.25万円
		○ 介護離職防止支援コース ・ 介護休業の取得・職場復帰または勤務制限制度を利用する取組を実施した場合 中小企業: 介護休業利用取得時28.5万円、復職時28.5万円、介護制度利用28.5万円
		○ 育児休業等支援コース ・ 育児休業の円滑な取得・職場復帰のための次の取組を行った中小企業主に支給 育休取得28.5万円、職場復帰28.5万円、代替要員確保47.5万円、職場復帰後支援28.5万円
		○ 再雇用者評価処遇コース ・ 妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等で退職した者を復職させる再雇用制度を導入した場合 中小企業: 1人目38万円、2~5人目28.5万円 中小企業以外: 1人目28.5万円、2~5人目19万円
	○ 女性活躍加速化コース ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の目標を達成した労働者数 300人以下の事業主 取得目標達成(2つ以上): 38万円、数値目標達成: 28.5万円	
問合せ先	岩手労働局 雇用環境・均等室 019-604-3010	

○時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)

労働時間等の設定改善により、残業の削減や休暇の取得促進を図る取組に対し助成が受けられます。

対象者	中小企業（資本金及び出資の総額が3億円以下又は常勤の従業員300人以下等）	
支援内容	事業期間	事業実施承認の日から令和2年2月17日(月)まで
	補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 ○労務管理担当者に対する研修等 ○外部専門家によるコンサルティング ○就業規則・労使協定等の作成・変更 ○労務管理用機器・ソフトウェアの導入・更新 等
	成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ○特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇)の何れか1つ以上を新たに導入する ○労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる
	補助率	2分の1～4分の3以内 (成果目標の達成状況により変動)
	補助限度額	50万円～100万円
	申請受付期間	令和元年9月30日(月)
問合せ先	岩手労働局 雇用環境・均等室 019-604-3010	

○時間外労働等改善助成金(勤務間インターバルコース)

労働時間等の設定改善により、インターバル時間を設ける取組に対し助成が受けられます。

対象者	中小企業事業主のうち、新規に勤務間インターバルを導入した事業場、すでに導入している勤務間インターバルの対象範囲を拡大し所属労働者の半数超とした事業場や休息時間の延長により9時間以上に設定した事業場	
支援内容	補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 ○労務管理担当者に対する研修等 ○外部専門家によるコンサルティング ○就業規則・労使協定等の作成・変更 ○労務管理用機器・ソフトウェアの導入・更新 等
	成果目標	新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバル(9時間以上)を導入すること等
	補助率	4分の3 (※規模30人以下でかつ支給対象となる取組のうち、一定要件満たした場合には5分の4)
	補助限度額	80万円～100万円
	申請受付期間	令和元年11月15日(金)
問合せ先	岩手労働局 雇用環境・均等室 019-604-3010	

▽税金の優遇を受けたい

○産業再生特区制度

沿岸地域並びに沿岸地域から通勤することが可能な地域及び沿岸地域と日常的取引関係を有する産業が所在する地域において、それぞれの地域の特性を生かした産業の集積を図ることにより、被災地域における雇用機会の確保・創出を図ります。

集積産業(業種)の事業者が、復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合には、復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、税制の優遇措置等を受けることができます。

対象者	一定の区域で指定の業種を営む事業者。 ※一定の区域 沿岸地区:幹線道路周辺、内陸地区:工業団地内など、市町村ごとに設定 ※指定の業種 セメント、鉄鋼、電子機械製造、輸送用機械器具、医薬品、情報サービス、木材、環境負荷低減エネルギー、観光、食品、水産、農業等に関連する業種	
支援内容	主な優遇措置	<p>【設備投資減税(37条)】 「建物」、「建物附属設備」、「機械・装置」又は「構築物」を取得し、事業の用に供した場合、一定の割合で特別償却又は税額控除(法人税等の20%相当額が限度)</p> <p>【雇用減税(38条)】 雇業者等に対して給与等を支給する場合、指定日以後5年間、給与等支給額の10%(平成31年4月以降に指定を受けた場合7%)を法人税等の20%を限度に控除</p> <p>【開発研究用資産減税(39条)】 開発研究用資産を取得して開発研究の用に供した場合、特別償却に加え、その償却費について研究開発税制を適用し税額等控除</p> <p>【新規立地促進税制(40条)】 平成24年3月30日以後に新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定日以後5年間、課税を繰延べ(※沿岸市町村に新規立地する法人に限る)</p> <p>【地方税の減税】 設備投資減税又は開発研究用資産減税の指定を受けた場合に、指定資産に係る固定資産税、不動産取得税等を減免</p>
	受付期間	2021年3月31日まで
問合せ先	<p>【受付・問合せ】 各市町村 【問合せ】 岩手県復興局まちづくり・産業再生課 019-629-6931</p>	

【各市町村窓口 一覧】

洋野町	特定政策推進室	0194-65-2102	葛巻町	総務企画課	0195-66-2111(内線221・225)
久慈市	政策推進課	0194-52-2115	遠野市	商工労働課	0198-62-2111(内線317)
野田村	未来づくり推進課	0194-78-2963	住田町	企画財政課	0192-46-2114
普代村	政策推進室	0194-35-2114	奥州市	企業振興課	0197-24-2111(内線1533)
田野畑村	政策推進課	0194-34-2111	平泉町	まちづくり推進課	0191-46-5578
岩泉町	復興課	0194-22-2111	一関市	工業労政課	0191-21-8451
宮古市	産業支援センター	0193-68-9092	八幡平市	商工観光課	0195-74-2111
山田町	水産商工課	0193-82-3111(内線228)	岩手町	みらい創造課	0195-62-2111(内線212)
大槌町	産業振興課	0193-42-8725	盛岡市	ものづくり推進課	019-626-7551
釜石市	商業観光課	0193-27-8421	滝沢市	企業振興課	019-656-6536
大船渡市	商工課	0192-27-3111(内線109・111)	雫石町	政策推進課	019-692-6409
陸前高田市	商政課	0192-54-2111(内線434)	矢巾町	産業振興課	019-611-2602
軽米町	再生可能エネルギー推進室	0195-46-2111	紫波町	商工観光課	019-672-2111(内線2220・2221)
二戸市	商工観光流通課	0195-43-3213	花巻市	商工労政課	0198-24-2111(内線387)
九戸村	総務企画課	0195-42-2111(内線171)	北上市	企業立地課	0197-72-8245
一戸町	商工観光課	0195-33-2111(内線264)	西和賀町	観光商工課	0197-82-3290
			金ヶ崎町	商工観光課	0197-42-2111

▽従業員の人材育成を行いたい

○自動車関連産業重点強化支援事業

県内ものづくり中小企業が自動車部品等の新規受注又は取引拡大を図ることにより、岩手県での自動車部品等の供給網の強化を図ります。

対象者	「県内ものづくり中小企業」(ものづくり基盤技術振興基本法第2条第2項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するもの。) (1) 中小企業基本法第2条第1号各項に規定する中小企業者であること ※ 大企業、みなし大企業(大企業が実質的に支配している中小企業者)は対象外 (2) 岩手県内に製造事業所を有していること	
支援内容	人材育成事業	
	補助対象経費	人件費、旅費、滞在費、受講料、その他
	補助率及び補助限度額	当該経費の2分の1以内、1件あたり100万円以内
問合せ先	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5530	

○キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するために、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度

対象者	非正規雇用の労働者(有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等)の企業内のキャリアアップを促進するための取組をした事業主	
支援内容	対象経費補助額	○正社員化コース ・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 中小企業:28万5,000円～57万円 大企業:21万3,750円～42万7,500円
		○賃金規定等改定コース ・全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 中小企業:9万5,000円～28万5,000円 大企業:7万1,250円～19万円 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 中小企業:4万7,500円～14万2,500円 大企業:3万3,250円～9万5,000円
		○健康診断制度コース ・有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 中小企業:38万円 大企業:28万5,000円
		○賃金規定等共通化コース ・有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 中小企業:57万円 大企業:42万7,500円
		○諸手当制度共通化コース ・有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 中小企業:38万円 大企業:28万5,000円
		○選択的適用拡大導入時処遇改善コース ・選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金上げを実施した場合 中小企業:1万9,000円～9万5,000円 大企業:1万4,250円～7万1,250円 ※増額割合による
		○短時間労働者労働時間延長コース ・有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 中小企業:3万8,000円～15万2,000円 大企業:2万8,500円～11万4,000円
問合せ先	岩手労働局 職業対策課分室(助成金相談コーナー) 019-606-3285	

▽起業・創業したい ①

〇さんりくなりわい創出支援事業

復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、被災地での起業や新事業活動を行おうとする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援を行います。

起業等前後のハンズオン支援

対象者	沿岸 12 市町村において、新たに起業しようとする方又は第二創業若しくは新事業活動に取り組もうとする中小企業者の方	
事業計画策定等支援	地域の商工会議所・商工会等の経営指導員等が、起業等希望者の事業計画の策定や資金調達、経営力強化等に関する相談対応、助言・指導及び専門家派遣など寄り添い型の支援(ハンズオン支援)を行います。 【申込み】 岩手県商工会連合会 企業支援グループ 019-622-4165 (地元商工会議所・商工会と連携し対応)	
起業等の初期費用への補助	事業計画が一定のレベルに達したと判断される起業者等に対し、岩手県が初期費用を補助し、起業等を後押しします。 ※補助事業の詳細及び申込み先は下記を参照下さい。	
資金調達の支援	クラウドファンディング(インターネットを通じた新たな資金調達手法)の活用に係る助言等により、起業者等の資金調達を支援します。 【申込み】 NPO法人wiz info@ishiwari.iwate.jp(原則メールでの申込み)	
販路開拓等支援	起業等希望者や地域事業者を対象に、専門家を交えた新商品等品評会を通じ消費者ニーズを踏まえた商品開発支援、販売会等開催により販路開拓を支援し、経営の安定化を図ります。 【申込み】 一般社団法人SAVE IWATE 019-601-6482	
受付期間	令和元年度内随時(補助事業は別途申込受付期間を設定しています。)	
問合せ先	【事業全般に関する問合せ】 岩手県復興局まちづくり・産業再生課 019-629-6930	

※起業等に要する初期費用への補助

支援内容	補助対象経費	起業等に必要の備品等の整備に係る初期費用
	補助率	3分の2以内(代表者が若者(4月1日時点で39歳以下)、女性又は商店街等において新たに事業を始める場合、6分の5以内)
	補助限度額	200万円
	要件	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす事業であること (1)クラウドファンディングによる資金調達(目標金額が1事業につき30万円以上)の支援を受ける事業 (2)事業実施にあたり、一人以上の新規雇用(家族専従者を除く。)が見込まれる事業 また、商工会議所・商工会等の事業計画策定等支援を受け支援認定機関確認書の交付を受けること
	事業計画策定等の相談受付期限	第1回: 令和元年6月28日(金)まで 第2回: 令和元年8月30日(金)まで
	県への補助金申込受付期間	第1回: 令和元年7月31日(水)17時(必着) 第2回: 令和元年9月30日(月)17時(必着)
	補助事業期間	原則として、第1回目採択事業: 交付決定日から令和2年1月10日まで 第2回目採択事業: 交付決定日から令和2年2月28日まで
問合せ先	【事業計画策定等に関する相談】 岩手県商工会連合会 企業支援グループ 019-622-4165 (地元商工会議所・商工会と連携し対応) 【問合せ】 岩手県復興局まちづくり・産業再生課 019-629-6930	

▽起業・創業したい ②

○いわて起業家育成資金

岩手県内において、新たに事業を開始(創業)しようとする方に必要な資金を融資する制度です。

対象者	岩手県内で新たに事業を開始しようとする方(創業して5年未満の者を含む)	
支援内容	資金用途	設備資金/運転資金
	貸付限度額	設備4,000万円以内、運転2,000万円以内
	貸付期間(据置)	設備15年以内(2年以内)/運転10年以内(1年以内)
	利率	2.1%~2.5%以内
	保証料率	0.45%~1.5%
	担保	金融機関の所定の条件 第三者保証人不要
問合せ先	【受付・問合せ】 普通銀行・信用金庫等 【問合せ】 岩手県商工労働観光部経営支援課 019-629-5542	

○【国民生活事業融資】新規開業資金(東日本大震災関連)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業資金(新企業育成貸付)」などのご融資を通じて、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方のお手伝いをさせていただいております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

対象者	被災地で創業する方、及び創業後おおむね7年以内の方	
支援内容	資金用途	創業資金、創業後の事業資金
	融資限度額	1,000万円
	利率(年)	基準利率-0.5% ※要件により基準利率-1.4%
	返済期間	設備資金 20年以内(うち据置2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置2年以内)
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 019-623-4376、一関支店 0191-23-4157	

○新規ビジネス等支援事業(専門家派遣集中支援事業)

被災地で新たな事業を立ち上げる企業や、まちづくり会社設立を検討中の協議会等に対し、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関が単なる助言にとどまらず集中支援します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県・宮城県・福島県において、支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有する事業者(中小企業等)の方 ・地域において中核的な位置付けにある、又は今後の発展によりそれが期待される事業者の方 ※商業施設開発は、まちづくり会社設立に向け設置された協議会を含む。	
支援内容	助言指導 実務指導等	専門家が継続的な助言指導・実務支援を実施 (例) 経営者のビジネスプラン作成協力、商品コンセプトのアイデア出し、販売戦略の作成
	調査評価等	専門機関による調査・評価等を実施 (例) 市場規模・競合品動向調査、商圈分析・顧客ニーズ調査、テスト販売の実施
	費用負担	支援計画の実施に必要な以下の費用等について、復興庁が全部又は一部を負担 ① 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 ② 支援計画に基づき外部専門機関に委託して実施する調査費用 ③ 支援計画に基づき行う試作品の製作費用・展示会の出展費用 ※支援期間は支援開始から最長で令和2年(2020年)2月末までとなり、支援期間を超えて同一の専門家等に支援を依頼する場合の費用は企業の負担となります。
	募集期間	平成31年(2019年)4月15日以降随時受付
問合せ先	有限責任監査法人トーマツ 仙台事務所 022-713-8601 E-mail: reconstruction_support_team@tohmatu.co.jp	

▽さんりく地域に進出(立地)したい

○津波立地補助金(製造業等立地支援事業)

(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金)

東日本大震災で特に大きな被害を受けた県内の沿岸12市町村に工場等を新設・増設するときは、国の実施する企業立地補助を受けることができます。

対象者	沿岸12市町村に、工場、物流施設及び試験研究施設等を新設及び増設しようとする民間事業者	
支援内容	補助対象経費	工場等の立地に係る初期投資額(投下固定資産額) ※土地取得費、建物及び機械設備等の取得費等
	補助率	中小企業:2分の1以内 大企業:3分の1以内
	補助限度額	30億円 ※外部審査委員会の評価が特に高い案件は50億円
	要件	・投下固定資産額5,000万円未満の案件は補助対象外 ・投下固定資産額に応じた新規地元雇用が必要
	対象期間	2021年3月末までに補助事業を完了すること
	公募時期	※下記問合せ先に、ご相談ください。
	備考	【事業の手順】 公募→採択→補助金交付申請→交付決定→事業着手
問合せ先	【受付・問合せ】 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(製造業等立地支援事業)事務局 (みずほ情報総研株式会社) 03-6826-8611 【相談】 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

○企業立地促進奨励事業費補助金

国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金への補助金交付申請額と採択を受けた補助金に差額が発生した場合に、岩手県が差額の一部を支援します。

対象者	国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けていること	
支援内容	補助対象経費	(1)工場等の用地の取得及び造成に要する費用 (2)建屋、構築物等の取得に要する費用 (3)機械、設備等償却資産の取得に要する費用
	補助金額 補助限度額	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に申請した事業計画に係る補助金交付申請額と採択を受けた補助金の額の差額に相当する額、補助対象経費の10分の3以内(本県への本社機能の移転・拡充を併せて行う場合10分の4以内)の額又は3億円のいずれか低い額
問合せ先	各市町村担当窓口 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

○企業立地促進資金

工場等を新設・増設するときは、「岩手県企業立地促進資金貸付要綱」により、県単独の融資を受けることができます。利用をご希望の場合は、お問合せください。

対象者	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する方	
支援内容	資金用途	設備資金(用地取得費、建物及び機械設備の取得費等)
	貸付限度額	3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内)で所要資金の80%以内
	貸付期間(据置)	15年以内(3年以内)
	利率	1.8%~2.0%
	保証料	0.45~1.5%
	担保	金融機関の所定の条件 第三者保証人不要
問合せ先	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 019-629-5562	

▽BCP(事業継続計画)を策定したい

○BCP(事業継続計画)策定支援事業

BCP(事業継続計画)は非常事態における業務の停止・被害を最小限に抑えるために平常時に作っておく「事業継続」には欠かせない計画です。

岩手県と東京海上日動火災保険株式会社、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会は「岩手県BCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結し、県内企業に対し個別具体的なBCP策定支援を行っております。

対象者	策定希望企業
支援内容	東京海上日動火災保険株式会社の担当が各企業をまず直接訪問し、BCP策定の概念・必要性・実務的なメリット等を分かりやすく説明させていただいた上で、策定希望企業に対しては、具体的な策定に向けた打ち合わせを開始させていただくこととなります。策定支援に要する費用は無料です。
問合せ先	BCP策定支援プロジェクト事務局(東京海上日動 盛岡支店) 019-654-8111

▽事業を承継したい

○事業承継補助金

事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。

経営者の交代後に経営革新等を行う場合(Ⅰ型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(Ⅱ型)に、必要な経費を補助します。2016年4月1日～2019年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

対象者	Ⅰ型:後継者承継支援型 経営者交代による承継の後に経営革新等に係る取組を行った方 Ⅱ型:事業再編・事業統合支援型 事業再編・統合の後に経営革新等に係る取組を行った方				
補助率 補助金 上限額	タイプ	事業転換	補助率	補助上限額	対象となる取組
	①後継者承継 支援型 「経営者交代タイプ」	無	3分の2(個人事業主を含む小規模事業者※)	200万円	親族内承継・外部人材招聘など。 ※下記の②事業再編・事業統合支援型に該当するものを除く。
			2分の1(上記以外の者)	150万円	
		有	3分の2(個人事業主を含む小規模事業者※)	500万円	
			2分の1(上記以外の者)	375万円	
	②事業再編・事業統合支援型 「M&Aタイプ」	無	3分の2(審査結果上位)	600万円	合併 会社分割 事業譲渡 株式交換・株式移転・株式譲渡など。 M&A等を伴う取組
			2分の1(審査結果上位以外の者)	450万円	
		有	3分の2(審査結果上位)	1,200万円	
2分の1(審査結果上位以外の者)			900万円		
期間	申請受付期間	Ⅰ型 2019年4月12日(金)から2019年5月31日(金)19:00まで(終了) ※原則として、電子申請のみの受付となります。 Ⅱ型 同上			
	補助事業期間	Ⅰ型:交付決定日から最長で2019年12月31日まで Ⅱ型:同上			
問合せ先	平成30年度第2次補正 事業承継補助金事務局 03-6264-2684 https://www.shokei-hojo.jp/				

○事業承継相談窓口(岩手県事業引継ぎ支援センター)

東北経済産業局では、中小企業者の事業引継ぎに係る相談等を行う「岩手県事業引継ぎ支援センター」を盛岡商工会議所に設置しております。

対象者	後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業者や、経営資源を引継ぐ意志のある中小企業者
支援内容	中小企業の事業の継続や承継、譲渡・譲受等に関して、相談員が適切な助言、情報提供及びマッチング支援等を行います(相談無料)。 事業引継ぎの可能性があり譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合は仲介機関の紹介等を行います(仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める手数料が発生します)。
問合せ先	岩手県事業引継ぎ支援センター 019-601-5079

【編集・発行】

岩手県復興局まちづくり・産業再生課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-6930, 6931 FAX 019-629-6944

URL <https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/sangyou/menu.html>

注 本資料の掲載内容に関わらず事業内容は変更される場合がありますので、詳細につきましては各制度の「問合せ先」まで確認くださいますようお願いいたします。